

京都市告示第 264 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年9月18日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
山ノ内赤山公園	右京区山ノ内赤山町21番	平成20年9月20日
	同町21番1	
	同町22番	
	同町22番1	
	同町23番1	
	同町23番2	

(建設局水と緑環境部緑地管理課)